

## 宮崎県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.0E-4	3.4E-1	5.5E+1	55.0
64	エトフェンプロックス	2.0E+1	2.0E+1	5.1E+0	2.6E+1	71.1
117	テブコナゾール				4.4E+0	4.4
139	トラロメトリン			9.2E+0	2.2E+0	11.4
140	フェンプロパトリン			3.1E+0		3.1
153	テトラメトリン	1.7E+2	3.4E+0	1.6E+2	1.2E-1	342.6
181	ジクロロベンゼン	3.3E+2	2.9E+2			615.6
225	トリクロルホン		6.1E+0			6.1
248	ダイアジノン		9.1E-1			0.9
251	フェニトロチオン		1.7E+2	2.6E+0	1.1E-1	173.5
252	フェンチオン	4.1E+0	8.7E+1			91.6
256	デカン酸				4.9E+0	4.9
350	ベルメトリン	1.2E+1	4.7E+1	1.2E+1	7.4E+1	145.9
405	ほう素化合物		5.8E-1	1.5E+1	3.1E+0	18.5
427	カルバリル			1.2E+2		122.4
428	フェノプカルブ			9.0E+1	2.0E+2	291.0
457	ジクロールボス	8.1E+1	7.9E+2			871.9
合 計		6.2E+2	1.4E+3	4.3E+2	3.7E+2	2829.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等